藤沢市長 鈴 木 恒 夫 様

藤沢市情報公開制度運営審議会 会 長 福 田 英 訓

第18期藤沢市情報公開制度運営審議会の審議結果について (報告)

藤沢市情報公開制度運営審議会(以下「本審議会」)は、1986年(昭和61年)2月に藤沢市情報公開条例(当時の藤沢市情報公開条例(昭和60年藤沢市条例第6号。同条例全面改正により、現在は平成13年6月25日条例第3号。以下「情報公開条例」)の制定とともに、情報公開条例による情報公開制度の公正かつ円滑な運営を推進するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく藤沢市長の附属機関として設置されました。

本審議会第18期(以下,「第18期審議会」)では,2020年(令和2年)4月から2022年(令和4年)3月まで,計9回の期日が開催され,前記設置目的に沿って審議して参りました。第18期審議会は,新型コロナウイルス感染拡大や緊急事態宣言等の影響を受け,感染防止対策の実施や期日の調整等,従来とは異なる配慮を要しましたが,審議会運営事務局の協力を得ながら会議運営を行って参りました。特に,第4回審議会以降では,オンライン出席併用型での会議運営ルールを明確にするため本審議会運営要領を改正の上,会場出席だけではなく,Zoomによるオンライン出席を併用した会議を開催する等,従来とは異なる会議運営を実施いたしました。

各期日においては,主に四半期ごとの情報公開制度運営状況及び関連事項の報告を受け,情報公開制度運営における問題点の指摘や改善提案等について,審議・検討を行ってきました。第18期審議会における審議等の総括として,次のとおり報告いたします。

1 制度の運用状況

本市における情報公開制度の利用状況については、表1のとおり、令和2年度は、利用者数が5、366人、公開請求件数が77件、情報提供件数が3,646件となっています。令和3年度は、4月から12月までですが、利用者数が4、175人、公開請求件数が63件、情報提供件数が3、115件となっています。

また、公開請求の処理状況は、表2のとおりです。「取下げ」については、 令和2年度の6件中2件及び令和3年度の1件中1件については、情報提供 に切り替えることにより対応がなされました。

また、公開請求に対する諾否決定を行うまでに、請求対象が膨大である、情報公開条例上の非公開情報となる情報公開条例第6条各号の該当箇所特定に時間を要する、非公開情報部分のマスキング処理作業等に相当の時間を要する等の理由により決定期間の延長を行った案件の状況は、表3のとおりです。

また,公開請求を行った請求者について,市内・市外等の内訳は,表4の とおりです。

さらに、情報公開請求に係る電子申請の利用状況の内訳は、表5のとおりです。

表 1 情報公開制度の利用状況

/T:	度	利用者数	公開請求件数	情報提供件数	合 計
年		(人)	(件)	(件)	(件)
平成30年度		5, 891	1 4 4	4, 539	4,683
平成 3 0 平及	4月~12月	4, 421	1 1 8	3, 434	3, 552
令和 元年度		5, 181	151	4, 251	4, 402
	4月~12月	4,084	1 3 3	3, 416	3, 549
令和 2年度		5, 366	7 7	3, 646	3, 723
	4月~12月	4, 163	6 5	2, 823	2,888
令和 3年度	4月~12月	4, 175	6 3	3, 115	3, 178

表 2 処理状況 (単位:件)

年	度	承諾	一部承諾	拒否	却下	取下げ	審査中	合 計
五十00万亩		3 7	7 9	1 7	0	8	3	1 4 4
平成30年度	4月~12月	3 3	5 7	1 1	0	8	9	1 1 8
令和 元年度		4 2	7 5	1 8	0	1 3	3	1 5 1
	4月~12月	4 0	6 4	1 8	0	1 1	0	1 3 3
令和 2年度		5	4 7	1 9	0	6	0	7 7
	4月~12月	2	4 2	18	0	3	0	6 5
令和 3年度	4月~12月	1 3	3 5	1 3	0	1	1	6 3

表3 公開請求の延長件数及び延長総日数

年	度	延長件数 (件)	延長した場合の 決定までの合計日数 (日)	決定までの 平均日数 (日)
亚母2.0 年度		1 5	7 2 1	48.1
平成30年度	4月~12月	7	4 1 9	59.9
令和 元年度		1 4	5 5 6	39.7
74 元平度	4月~12月	1 4	5 5 6	39.7
令和 2年度		3	1 1 7	39.0
7711 2 平及	4月~12月	3	1 1 7	39.0
令和 3年度	4月~12月	2 (1)	8 9	44.5

[※]延長件数における括弧内の数字は、審査中のものを示す。

表 4 公開請求の請求者内訳

(単位:件)

年	度	市内の個人	市内の法人 その他の団体	その他のもの	合 計
平成30年度		6 8	9	6 7	1 4 4
平成 3 0 平度	4月~12月	5 0	8	6 0	1 1 8
令和 元年度		1 0 6	1 6	2 9	1 5 1
7741 几十度	4月~12月	9 6	1 4	2 3	1 3 3
令和 2年度		5 1	2	2 4	7 7
74 2 平及	4月~12月	4 2	2	2 1	6 5
令和 3年度	4月~12月	2 0	3	4 0	6 3

表 5 情報公開請求に係る電子申請の利用状況

(単位:件)

年	度	公開請求件数	電子申請数	公開請求件数のうち 電子申請数の割合
平成30年度		1 4 4	1 4	9.7%
平成 3 0 平及	4月~12月	1 1 8	1 0	8.5%
令和 元年度		1 5 1	9	6.0%
774 九千及	4月~12月	1 3 3	8	6.0%
令和 2年度		7 7	1 9	2 4.7 %
774 2 平及	4月~12月	6 5	1 4	2 1.5%
令和 3年度	4月~12月	6 3	1 1	17.4%

2 特筆すべき事項

第18期審議会では、事務局から毎回報告される情報公開制度の利用状況・処理状況、「拒否」・「一部承諾」事案の概略(これらの事案から懸念される事象も含む)、委員が関心をもった藤沢市情報公開審査会の答申内容、その他関連事項を討議対象にしながら、情報公開制度及び関連する藤沢市公文書等の管理に関する条例(平成28年6月24日条例第6号。以下、「公文書等管理条例」)に基づく運用状況等について、委員間で議論が行われました。係る議論のうち、特筆すべき事項について、簡単に報告いたします。

(1) 行政文書の適切な取得・保存等

[事案概要]

情報公開条例32条1項,公文書等管理条例及び関連規則により,本来,取得または作成の上,管理されるべき文書が,不存在のため拒否処分になったと懸念される事案がありました。(ただし,第18期審議会では,不存在を理由とした拒否事例において,本来取得または作成の上,管理されるべき文書であったかどうかの詳細事実の確認ができていません。)

[主な意見要旨]

運営上の改善について一部委員から意見がありました。

- ・実施機関と請求者間で、行政文書の認識につき不一致が生じやすい場面(特に電子メールに行政文書が含まれる可能性がある場合)で不存在を理由とした拒否処分を行う際は、請求文書の探索を慎重に実施いただきたい。
- ・本市ホームページに掲載されている公文書管理条例実施状況の公表について,国と同様に,行政文書の誤廃棄・紛失件数や懲戒処分件数等の項目も追記すべきである。
- ・ 当該事案をふまえ、職員への研修強化や公文書管理の徹底を図って いただきたい。
- ・公文書等管理条例の施行(施行日:平成29年4月1日)から、間もなく5年を迎えようとしているが、施行前と比較し、不存在事案の減少等、どのような変化があったか本審議会に報告していただきたい。
- ・事案に直接関係する事項ではないが、情報公開条例の逐条解釈を解説している「藤沢市情報公開条例の解釈と運用」を確認したところ、情報公開条例第32条(行政文書の管理等)の解説に、公文書等管理条例の記載がなかった。早急に改訂を検討いただきたい。

(2) 諾否決定までに長期間を要したケースについて

[事案概要]

情報公開条例第11条3項の45日を上限とする延長期間内(原則15日以内の諾否決定期間との合計で60日以内)で諾否決定されていましたが, 諾否決定までに,58日間,54日間,特例延長(現在,諾否決定審査中。 諾否決定まで119日間の見通し)を要したケースがありました。事務局の説明によると,いずれのケースとも,「請求対象が膨大である大量請求ケースである」とともに,ケースにより「情報公開条例上の非公開情報となる情報公開条例第6条各号の該当箇所特定に時間を要する」,「非公開情報部分のマスキング処理作業等に相当の時間を要する」等の事情がありました。

[主な意見要旨]

前記事情からすると,第18期審議会としては,いずれのケースとも,諾 否決定までに長期間を要する事例であり,特に問題はなかったと考えてお りますが,一部委員から意見がありました。

- ・部門間・職員間のノウハウの共有等, 諾否決定までの期間短縮化の工 夫を継続していただきたい。
- ・大量請求の場合、マスキング処理のミスが生じやすいので、十分に注意するとともに、処理ミスにより誤開示が生じた場合に、迅速に適切な対応(誤開示文書の回収、誤開示情報主体への謝罪等)を実施できる体制になっているか再確認をしていただきたい。

(3) 電子申請について

[事案概要]

事務局から電子申請の受付実務について報告がありましたが、一部の実務につき「藤沢市情報公開事務取扱要領」に反映されていない部分が確認されました。また、電子申請時の利用規約である、「藤沢市 e-kanagawa 電子申請利用規約」が、冊子「藤沢市情報公開条例 解釈運用基準」に未掲載であることも確認しました。

[主な意見要旨]

- 一部委員から意見がありました。
 - ・電子申請の占める割合が増加することが見込まれること¹,原本として 取り扱う電磁的記録の行政文書の増加が見込まれることから、冊子「藤

¹ 令和2年度以降そのような傾向が生じていることにつき、前記1項「制度の運用状況」表5参照。

沢市情報公開条例 解釈運用基準」(同冊子には前記事務取扱要領が掲載) 掲載内容について,適宜見直しを実施していただきたい。併せて同冊子内容の改訂の際は、随時、本審議会に報告いただきたい。

(4)情報提供の充実

ア 情報公開請求時の本市ホームページアクセスの向上

[事案概要]

一部委員から、情報公開請求者が、本市ホームページ経由で電子申請する場合に、該当ページに容易に到達しにくいとの報告がありました。(なお、委員からの報告後、事務局から一部改善を行った旨の報告がありました。) [意見要旨]

- 一部委員から意見がありました。
 - ・当該ホームページ以外でも、利用者目線で本市ホームページ掲載内容の改善を継続していただきたい。
- イ 処分権限を有する指定管理者への情報公開請求が可能であることに ついて, 周知活動を充実すること

[事案概要]

事務局から,処分権限を有する指定管理者への情報公開請求数が「ゼロ」の状態が続いているとの報告がありました。

[意見要旨]

- 一部委員から意見がありました。
 - ・処分権限を有する指定管理者への情報公開請求が可能であることについて、情報提供の充実(指定管理施設内にチラシを置く、指定管理者一覧掲載の本市ホームページに情報公開制度関連リンクを貼る等)を図っていただきたい。

3 課題

(1) 法令動向

期間中の本審議会の所管事項に関する主な法令動向としては、令和3年5月(令和3年9月施行)に、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が制定されたことが挙げられます。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に統合され、統合後の個人情報保護法(以下、令和3年改正個人情報保護法)によって、地方公共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールが規定される旨を内容とする改正が行われました(同改正は令和5年5月までに施行されます)。

(2)課題

ア デジタル社会形成基本法関係

(ア) 行政文書の公開や情報提供施策の推進

デジタル社会形成基本法第14条では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、同法第30条では「デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国及び地方公共団体が保有する情報のうち国民生活に有用なものについて、書面等に記載された情報の電磁的記録として記録された情報であって一般の利用に供しているものの公表その他の国及び地方公共団体が保有する情報を国民が容易に活用することができるようにするために必要な措置が講じられなければならない」と規定されています。

本市としても、係る規定の趣旨に沿って、デジタル社会の形成へ寄与するという観点から、より積極的な行政文書の公開や情報提供施策が求められていますので、情報提供施策の拡充内容や情報公開の総合的な推進(情報公開条例第29条参照)について、本審議会で成果や取組状況の報告をいただく機会が一層増加することを強く期待します。

(イ) 令和3年個人情報保護法改正の影響

令和3年個人情報保護法改正²により,藤沢市個人の情報保護に関する条例(平成15年9月19日条例第7号)(以下,個人情報保護条例)の「個人情報」概念³,藤沢市個人情報保護審査会の位置づけ⁴等の改正検討が見込まれます。これらのうち,個人情報保護条例の改正に伴う個人情報保護制度の改正に伴い,平仄を合わせるために情報公開制度の見直しが必要になる場合等(制度自体だけでなく,条例解釈や制度運用等を含む)も生じることが予想されます。情報公開制度に影響を与えるものについては,情報公開制度と個人情報保護制度との調整を伴う「制度の運営に関する重要な事項」に該当すると考えられます(情報公開条例第28条2項,同解釈運用基準第28条第2項関係の2(3)参照)5。従って,係る内容については,適時,本審議会に報告いただくとともに,重要事項(情報公開条例や関連規則の改正等)については早期検討段階で本審議会に諮問いただけるようにお願いいたします。

特に、本市は、情報公開制度(情報公開制度運営審議会)と個人情報保護制度(個人情報保護制度運営審議会)について別々の審議会を設置している6ことから、両審議会における審議状況の情報共有が重要と思われます。 その点についても留意いただけるように申し上げます。

イ 電子媒体情報7と紙媒体情報との関係について

第16期報告書・第17期報告書で言及している,「電子媒体情報と紙媒体情報との関係について」は、国の指針等が明確になりつつあり、課題解消を推進しやすい状況になっています。具体的には、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)8,「紙媒体を電子媒体に変換する場合の扱い、行政文書ファイルが紙

² 令和3年個人情報保護法の改正概要については、次を参照してください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf (個人情報保護委員会ホームページ,令和 4 年 2 月 2 1 日閲覧)

³ 特に、本審議会では、個人情報概念について、情報公開制度と個人情報保護制度の両制度間に谷間が生じないか、強い関心を持っております。例えば、個人情報保護条例で保護される個人情報(定義については個人情報保護条例第4条1項)が、情報公開条例で非開示事由(情報公開条例第6条各号。個人情報関係は同第6条1号。)に該当せず公開されるようなケースは生じないか等。

⁴ 宇賀克也=宍戸常寿=髙野祥一「自治体職員のための2021年改正個人情報保護法解説」(第一法規,2021年)228頁参照。

⁵ 令和3年改正個人情報保護法で、両制度の調整が行われる場面を規定しているものとして、同法第78条2項参照。

⁶ 本市と異なり、ひとつの審議会で、情報公開制度と個人情報保護制度の両方を取り扱っている自治体もあります。主な県内自治体としては、神奈川県、相模原市、茅ケ崎市、鎌倉市等(これらの自治体では、「情報公開・個人情報保護制度運営審議会」といった名称の審議会が多いようです。)。

⁷情報公開条例上では、「電磁的記録」を意味します(情報公開条例第4条1項参照)。

⁸ https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kihonntekihousin.pdf (内閣府ホーム

媒体と電子媒体で混在する場合の管理の手順等」(令和3年3月25日内 閣府大臣官房公文書管理課)9、「デジタル時代の公文書管理について」

(令和3年7月 公文書管理委員会デジタルWG報告) 10 (及びその概要 11) が公表されました。これらの指針等では、電子媒体を原本とする方向性を示すとともに、電子媒体・紙媒体が混在するケースの対処例まで言及しています。これらの指針等を参考にしながら、電子媒体情報と紙媒体情報の二重化解消に向けて、全庁的な取り組みが進むことを期待します。

ウ 公文書等管理条例関係

前記2(1)「行政文書の適切な取得・保存等」で言及しました[主な意見要旨]記載の内容について、検討の上、必要なものについて改善・実施に取り組み、行政文書の適切な取得・保存の徹底及び職員の意識向上がなされることを望みます。また、第16期報告書・第17期報告書で言及している、「情報公開条例と公文書等管理条例の間に用語の齟齬があること」(第16期報告書3(2)ア、第17期報告書3)、及び、「現行の規程に基づく文書の管理に係る具体的な基準が、公文書等管理条例の施行規則として位置づけられていないこと」(第16期報告書3(2)イ、第17期報告書3)についても、取り組みを継続されますよう改めて要望いたします。

ページ,令和4年2月21日閲覧)

⁹ https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/20210409/sankou.pdf (内閣府ホームページ,令和 4 年 2 月 2 1 日閲覧)

¹⁰ https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/0726/shiryou3-2.pdf (内閣府ホームページ, 令和 4 年 2 月 2 1 日閲覧)

¹¹ https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2021/0726/shiryou3-1.pdf (内閣府ホームページ, 令和 4 年 2 月 2 1 日閲覧)

(参考) 第18期情報公開制度運営審議会開催状況

回数	開催日		審議内容	出席数/
				総委員数
第1回	2020年8月27日	1	会長及び副会長の選任	7名/7名
		2	審議会運営要領について	
		3	令和元年度情報公開制度の運用状況につい	
			て	
		4	令和2年度情報公開制度の運用状況(4月~	
			6月) について	
		5	その他	
第2回	2020年12月24日	1	第1回審議会会議録の確認について	4名/6名
		2	情報公開制度の運用状況(7月~9月)につ	
			いて	
		3	第18期藤沢市情報公開制度運営審議会運	
			営要領一部改正(案)について	
		4	その他	
第3回	2021年2月17日	1	第2回審議会会議録の確認について	5名/5名
		2	情報公開制度の運用状況(10月~12月)	
			について	
		3	その他	
第4回	2021年7月21日	1	第3回審議会会議録の確認について	7名/8名
		2	令和2年度 情報公開制度の運用状況に	
			ついて	
		3	その他	
第5回	2021年9月2日	1	第4回審議会会議録の確認について	8名/8名
		2	情報公開制度の運用状況(4月~6月)につ	
			いて	
		3	令和2年度及び令和元年度情報公開制度運	
			用状況の比較	
		4	藤沢市ホームページ内の情報公開請求に関	
			する記載について	
		5	その他	

第6回	2021年11月12日	1	第5回審議会会議録の確認について	7名/8名
		2	情報公開制度の運用状況(7月~9月)につ	
			いて	
		3	第5回審議会説明事項の質疑について	
		4	第18期藤沢市情報公開制度運営審議会	
			報告書について	
		5	その他	
第7回	2021年12月10日	1	第6回審議会会議録の確認について	7名/8名
		2	第18期藤沢市情報公開制度運営審議会	
			報告書について	
		3	その他	
第8回	2022年 2月17日	1	第6回審議会会議録の確認について	5名/8名
		2	第7回審議会会議録の確認について	
		3	令和3年度藤沢市情報公開制度運用状況	
			(10月~12月分) について	
		4	第18期藤沢市情報公開制度運営審議会	
			報告書について	
		5	その他	
第9回	2022年 3月2日	1	第8回配付資料 (確認事項,報告事項) につ	7名/8名
			いて	
		2	第18期藤沢市情報公開制度運営審議会	
			報告書について	
		3	その他	

第18期情報公開制度運営審議会委員名簿

氏 名	備考
井 原 綾 子	弁護士
尾 形 浩 (~2020年11月4日)	公募委員
小 針 健 慈 (~2021年1月21日)	日本大学兼任講師
関野豪星	公募委員
西土彰一郎	成城大学法学部教授
西 野 久 子 (2021年4月1日~)	公募委員
副会長彦坂敏之	弁護士
会長 福 田 英 訓	弁護士
柳 瀬 昇 (2021年4月1日~)	日本大学法学部教授
山 口 力 (2021年4月1日~)	公募委員